

法管 22-0001

2022年1月21日

地域・都道府県サッカー協会 御中
各種連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
法務管理部

ユニフォーム規程の改正について
(広告掲示可能箇所の追加 (鎖骨部分及びショーツ背面))

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨日開催された本協会理事会において、ユニフォーム規程の改正が決議され、ユニフォームにおける広告掲示可能箇所が追加されましたことをご連絡いたします。

具体的には、従前より許容されている5箇所に加え、シャツ前面の鎖骨部分 (左右2箇所) 及びショーツ背面の計3箇所について広告の掲示が許容されます。本改正は同日付で施行されるものであり、新年度(2022年度)のユニフォームからはこれらの箇所についての広告掲示が可能となります。本改正について皆様においてご留意いただくとともに、関係各所へのご周知につきご協力よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 改定の概要

ユニフォームにおける広告掲示可能箇所について、以下下線部分を追加するもの
(第7条第1項(3))

	掲示箇所	サイズ
①	シャツ前面	300cm ² 以下
②	<u>シャツ前面鎖骨 (右)</u>	<u>50cm²以下</u>
③	<u>シャツ前面鎖骨 (左)</u>	<u>50cm²以下</u>
④	シャツ背面	200cm ² 以下
⑤	シャツ背面裾	150cm ² 以下
⑥	シャツ左袖	50cm ² 以下
⑦	ショーツ前面左	80cm ² 以下
⑧	<u>ショーツ背面 (左右いずれか一箇所)</u>	<u>80cm²以下</u>

2. 施行日

2022年1月20日

3. ユニフォーム広告掲示申請方法

従前通り（書式3-1号又は書式3-2号による）。

以上

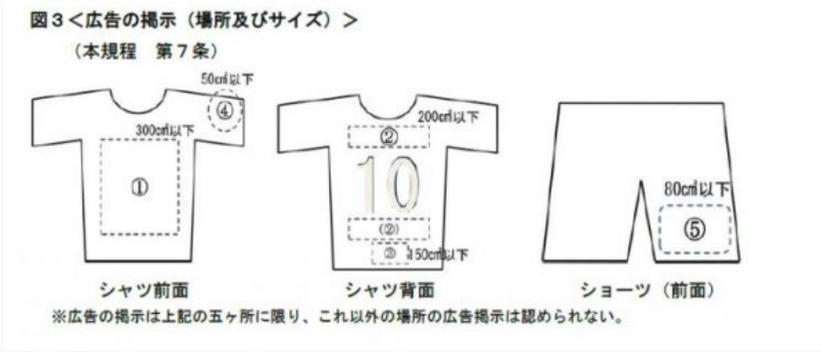
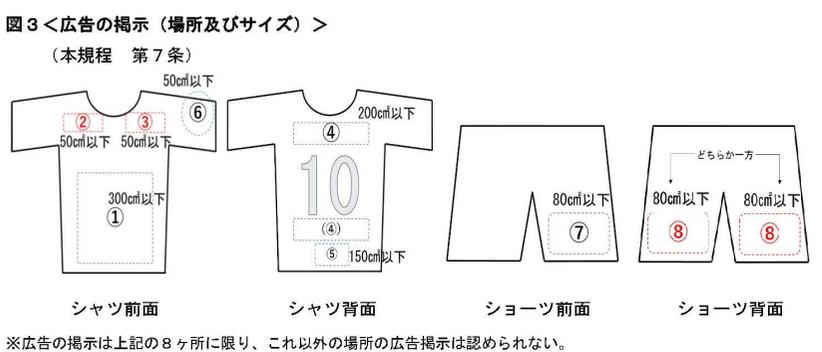
資料：

- ・ユニフォーム規程 新旧対照表（別添）
- ・ユニフォーム規程（2022年1月20日改正(<https://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br22.pdf>)）

<本件に関する問い合わせ>

公益財団法人日本サッカー協会 法務管理部

ユニフォーム規程 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>第7条 〔広告の掲示（2）－広告の様式〕</p> <p>（3）広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm²以下</p> <p>② シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm²以下</p> <p>③ シャツ背面裾： 裾に150cm²以下（選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm²以下）</p> <p>④ シャツ左袖： 50cm²以下</p> <p>⑤ ショーツ前面左： 80cm²以下</p>	<p>第7条 〔広告の掲示（2）－広告の様式〕</p> <p>（3）広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm²以下</p> <p>② <u>シャツ前面鎖骨（右）： 50cm²以下</u></p> <p>③ <u>シャツ前面鎖骨（左）： 50cm²以下</u></p> <p>④ シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm²以下</p> <p>⑤ シャツ背面裾： 裾に150cm²以下（選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm²以下）</p> <p>⑥ シャツ左袖： 50cm²以下</p> <p>⑦ ショーツ前面左： 80cm²以下</p> <p>⑧ <u>ショーツ背面： 左右いずれかに80cm²以下</u></p>	<p>広告掲示可能箇所の追加 同上</p> <p>同上</p>
<p>図3<広告の掲示（場所及びサイズ）> （本規程 第7条）</p>  <p>※広告の掲示は上記の五ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。</p>	<p>図3<広告の掲示（場所及びサイズ）> （本規程 第7条）</p>  <p>※広告の掲示は上記の8ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。</p>	
	<p>〔改 正〕</p> <p><u>2022年 1月20日</u></p>	